

安心のお手伝い… 福島県市民交通災害共済

平成22年度の加入者を募集中です

福島県市民交通災害共済は、交通事故被災者の方を救済する目的で、県内の13市で運営している共済制度で、国内の交通事故による災害の程度に応じて、見舞金が支給されます。
万が一の交通事故に備え、ご家族全員でご加入することをおすすめします。

共済見舞金の額

等級	災害の程度	支給額(円)
1	死亡した場合	100万
2	入院通院日数270日以上	30万
3	入院通院日数180日以上	15万
4	入院通院日数90日以上	7万
5	入院通院日数60日以上	5万
6	入院通院日数30日以上	4万
7	入院通院日数8日以上	3万
8	入院通院日数7日以下	2万
重度障害見舞金	自動車損害賠償法施行令第12級の障害	30万

◆問い合わせ先

生活安全課 生活安全係
(☎33-11111)
白沢総合支所 市民福祉課
(☎44-21111)

- 加入資格
 - 本宮市に住民登録・外国人登録をされている方
- 共済期間
 - 平成22年4月1日から平成23年3月31日(年度中途加入者は、加入日の翌日から平成23年3月31日)
- 年会費
 - 年間ひとり5000円
(中途加入の場合も5000円)
- 申込方法
 - 行政区を通して各世帯に配布した申込書に会費を添えて、行政区長にお申し込みいただくか、本宮市役所生活安全課、白沢総合支所、白岩出張所へ直接お申込みください。
- 共済見舞金の請求方法
 - 請求期間は、事故発生日から2年以内です。共済期間中に交通事故にあわれたら、次の書類を添えて、生活安全課または白沢総合支所へお申し込みください。
- 請求人と受取人
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
 - ▽印鑑
 - ▽預金通帳又は口座番号のわかるもの。(郵便局以外)
 - ▽会員登録
(紛失した場合でも、加入確認ができれば請求できます。)
 - ▽診断書
入院治療日数、通院治療実日数が明記されているもの。
 - ▽医師証
 - ▽申請書
 - ▽申請金
- ▽印鑑
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
- ▽申請金
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
- ▽申請書
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
- ▽医師証
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
- ▽診断書
 - 被災者本人です。ただし、被災者が未成年の場合は親権者になります。
- ▽入院治療日数、通院治療実日数が明記されているもの。
- ▽会員登録
- ▽紛失した場合でも、加入確認ができれば請求できます。
- ▽印鑑
- ▽預金通帳又は口座番号のわかるもの。(郵便局以外)
- ▽申請金
- ▽申請書
- ▽申請金

白沢総合支所に請求してください。



皆さんの声

広聴のコーナー

職員のあいさつ徹底を

■朝の市役所はさびしいので、あいさつ運動をしてほしい。

▽総務課から

職員のみあいさつについては、課長会議で徹底するよう指示していますが、再度指示します。

広報紙が届かない

■アパートに広報紙を届けたいのはなぜですか。ごみの収集日もわからず困っています。

▽秘書広報課から

市の配付物は、町内会・行政区を通して配付しています。町内会・行政区に加入されていない方のために、市役所、白沢総合支所、公民館、えぼかななどの公共施設に広報紙等を備えていますので、ご理解ください。

臨時休校のお知らせが遅い

■昨年10月の台風による臨時休校の際、防災無線のお知らせが遅すぎました。早急な判断と早めの周知をお願いします。

▽幼保学校課から

各学校と関係機関とも協議し、午前7時10分に臨時休校のお知らせをしました。今後は、学校、関係機関との連携を密にして、混乱を招かないようにしますので、ご理解をお願いします。

水銀灯・蛍光灯の早期交換を

■市民プールの水銀灯や更衣室の蛍光灯を早期に交換してほしい。

▽生涯学習センターから

蛍光灯が切れて、利用者の方々にはご迷惑をおかけし、大変申し訳なく思っております。切れていた蛍光灯は早急に

高齢者に仕事を

■60歳以上の人も仕事ができるよう各企業に通知してください。

▽商工労政課から

60歳を超えた皆さまの就業対策については大切な事と考えております。しかしながら、各企業には定年制度がありますので、高齢者の雇用については大変厳しい状況にあるものと認識しています。

そこで本市では、高齢者の皆さんの経験・能力を活かしていたためためシルバー人材センターの支援をしております。60歳以上で健康で働く意欲のある方に働いていただくため、会員となられて活躍い

シリーズ

「未来に輝くまちづくり」(20)

本宮市長 佐藤嘉重



旧暦の3月は「弥生」と呼ばれ、草木がいよいよ生い茂る月という意味だそうです。寒さが次第に緩み、草木が芽を吹き、冬から春へ季節は移り変わっていきます。

春という言葉は、物事の始まりという意味もあります。これから卒業式、そして入学式が行われ、多くの子どもたちが新たなスタートラインに立つこととなります。春はまさに、人生の節目の季節と言えるでしょう。

さて、市では、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、教育環境の整備に努めているところです。

特に、学校施設などの安全・安心の面では、耐震性の確保が重要と考え、本年1月に策定した「学校施設等耐震化推進計画」に基づき、財政計画との整合性を図りながら、計画的に実行に移していく予定です。

市内には、市立の保育所と幼稚園がそれぞれ5施設、小学校7校、中学校3校が設置されており、このうち、昭和56年以前に建てられた施設(全22棟)が耐震化の対象となります。

このため、該当施設の耐震診断を行った結果、14棟の建物で耐震化工事の必要性が確認されたため、今後、優先度を考慮し、平成33年度までに耐震化率100%を目指していきます。

また、学校施設などの大規模補修も併せて行いながら、安全で快適な教育環境を実現し、「豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり」を進めてまいります。



本宮市では、市政に対する皆様のご意見、ご要望やご提案を伺うために各施設に提案箱を設置しています。また、市ホームページのアンケート、電子メールなどでも受け付けています。

これまでに皆さんからお寄せいただいたご意見、ご提案などを皆さまからの「声」としてお知らせします。なお、紙面の都合上要約した内容となっておりますのでご了承ください。

ただければと思います。就労に関するご相談については、商工労政課に相談窓口を設置しておりますのでお気軽にご利用いただきたいと思います。